

各業界団体の皆様

「パートナーシップ構築宣言」へのご協力のお願い

令和2年6月
内閣府・中小企業庁

平素より、政府の経済政策・中小企業政策にご協力頂き、ありがとうございます。先般閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響等により、中小企業・小規模事業者の経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、取引適正化等を促進する体制の整備を進めることとしています。

これを受け、経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政担当）、経済産業大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を立ち上げました。

本会議は、

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者への「取引条件のしわ寄せ」を防止するとともに、
- ②サプライチェーン全体での付加価値向上の取組や、規模・系列等を越えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進する

ことを目的としています。そのための手法として、各企業が上記①②に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」の枠組みと、宣言状況を一覧できる仕組みを導入することで、取組の実効性を高めていくことを考えています。

※各社は、作成した宣言を（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにWEB上で提出（サイトは、6月10日に開設予定）していただき、同サイト上に掲載する予定です。

本年度下期の取引条件が固まる8月に向け、多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」を公表して頂けるよう、各業界の皆様のお力を借り、取組を広げたいと考えております。是非とも、会員企業への周知・広報をお願い申し上げます。

なお、「宣言」についての説明会をご希望の場合は、下記までご連絡をお願いいたします。

（同封資料）

- 「パートナーシップ構築宣言」ひな形
- 「パートナーシップ構築宣言」公表要領
- 「パートナーシップ構築宣言」記載要領
- 「パートナーシップ構築宣言」チラシ
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」事務局資料

＜ご質問等連絡先＞

中小企業庁事業環境部企画課
担当：和久津、海野、北川
電話：03-3501-1765

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（産業雇用担当）付
担当：大西、務川、川畑
電話：03-6257-1540

「パートナーシップ構築宣言」のひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- c. 専門人材マッチング

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担 ※型を活用した取引を行っていない場合には、除外してください。

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

○年○月○日

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

パートナーシップ構築宣言公表要領

令和2年5月18日

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

1. 公表の方法

- ①パートナーシップ構築宣言（以下「宣言」という。）に賛同する企業は、別添の雛形に沿って宣言を作成する。ただし、業種の特性に応じて、宣言の趣旨を変えない範囲において、宣言内容を修正できる。
- ②公表は、中小企業庁が依頼する団体（以下「団体」という。）が運営するポータルサイトへの掲載によるものとする。
- ③企業は、以下に該当しない旨の宣誓書を添付の上、団体に宣言の掲載を申し込むものとする。
 - ・役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がいないこと。
 - ・暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
 - ・2②により、宣言のポータルサイトでの掲載が取りやめになったことがある場合にあっては、取りやめになった日から1年を経過していること。
- ④団体は、③の宣誓書が添付されている場合には、宣言をポータルサイトに掲載するものとする。

2. 掲載の取りやめ

- ①宣言を行った企業（以下「宣言企業」という。）に対して下請中小企業振興法第4条に基づく指導又は助言を行ったときその他宣言企業が宣言を履行していないと認めるときは、業所管省庁は、中小企業庁を経由して、団体に対して当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめることを求めることができる。
- ②①の求めがあった場合には、団体は、当該宣言企業の宣言の掲載を取りやめるものとする。

3. その他

上記のほか、宣言の公表及び掲載の取りやめに当たって必要な事項は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）及び経済産業大臣が定める。

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で、宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト（2020年6月10日公開）

（URL:<http://www.biz-partnership.jp>）に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあり得えます。

③「宣言」企業は、「ロゴマーク」（作成中）を使うことができます 一部の補助金の優先採択を検討しています。

経済産業省の一部の補助金について、優先採択を検討しています。

「宣言」の内容について

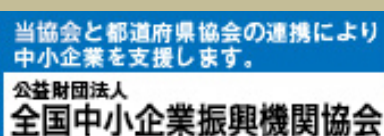
- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当） 付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765



「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会 03-

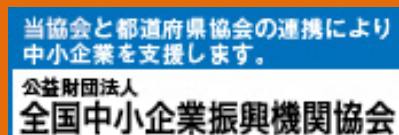
提出先 URL:<http://www.biz-partnership.jp>



パートナーシップ構築宣言 記載要領

2020年6月

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議 事務局



はじめに パートナースhip構築宣言とは

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我が国の経済は大きな影響を受けています。このような厳しい経済情勢の下では、リーマンショック時のような取引条件の「しわ寄せ」が懸念されます。

また、依然として、中小企業では人との接触機会を減らすテレワークが普及していません。このため、取引先が連携して、テレワークの導入や共通取引基盤（EDI（Electronic Data Interchange））の構築を進めていく必要があります。

こうした課題に対応するため、2020年5月18日に経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催しました。

本会議では、厳しい経済状況を乗り越えるためにも、新たに「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを導入することで、大企業と中小企業の共存共栄の関係を構築することで合意しました。

「宣言」には、

- ① **サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、**
- ② **親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守、**

を盛り込んで頂くことにより、感染症危機下においても、中小企業の事業継続と取引適正化を後押ししていくこととしています。

また、「宣言」した企業の取組を「見える化」するため、（公財）全国中小企業振興機関協会の運営するポータルサイトに、「宣言」を掲載します。

多くの企業経営者の方々が「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表して頂けるよう、よろしくお願い申し上げます。

パートナーシップ構築宣言のひな形

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

p. 3

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援 等）
- c. 専門人材マッチング

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

p. 4

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

p. 5

〇年〇月〇日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

1. サプライチェーン全体の共存共栄と 規模・系列等を越えた新たな連携

【定型部分】

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別記載部分】

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援等）
- c. 専門人材マッチング

記載上の注意

【定型部分】

- ・定形部分については、原則そのまま引用し、記載してください。

【個別記載部分】

- ・a～cの項目のうち、取り組む内容を選択し、具体的な内容を記載ください。（複数選択可）

（記載例）

- ・オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- ・サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。
- ・取引先からの出向者をチーム化し、ものづくり改革活動など人材育成活動を推進する。

（取組の参考例）

「価値創造企業に関する賢人会議」（中小企業庁）配布資料より

＜第1回資料 P7～21＞

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2019/download/191203kenjinkaigi04.pdf>

＜第2回資料 P3～8＞

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi03.pdf>

2. 「振興基準」の遵守

【定型部分】

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載下さい。

【個別記載部分】

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

記載上の注意

【定型部分】

- ・定型部分については、そのまま引用し、記載してください。
- ・なお、「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」ことに取り組む場合は、定型部分の後に、記載ください（取組内容に応じて、文章は適宜修正頂けます。）。

【個別記載部分】

- ・①～⑤のタイトル（「価格決定方法」等）は、原則、そのまま記載してください。ただし、型を活用した取引を行っていない場合は、②の項目自体を削除してください。
- ・①～⑤のタイトルの下の文章については、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の趣旨を踏まえた上で、業種・業態の特性を踏まえ、各社で適宜修正ください。例えば、「振興基準」に盛り込まれている「取引対価決定の際の協議」や「契約条件の書面交付」等は、記載して頂くことが適当と考えています。

<振興基準>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>

3. その他（任意記載）

【任意記載部分】

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

【個別記載部分】

○年○月○日

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

★取組の参考例★

「価値創造企業に関する賢人会議」（中小企業庁）配布資料より

○コマニー（株）

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi05_3.pdf

○SCSK（株）

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kenjinkaigi/2020/download/200123kenjinkaigi05_2.pdf

記載上の注意

【任意記載部分】

・個社で取り組む独自の取組を記載してください。

【個別記載部分】

- ・日付、企業名、役職、代表者氏名を記載ください。
- ・自署欄は手書きでなくてもかまいません。
- ・押印は不要です。

提出の流れ

以下のURLからご提出ください（2020年6月10日から提出可能です）。

提出先

公益財団法人中小企業振興機関協会

URL:<http://www.biz-partnership.jp>

ファイル形式：PDF形式

掲載に当たっての注意事項

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

「宣言」を作成すれば

- ・「宣言」企業は、「ロゴマーク」（作成中）を使うことができます。名刺に記載することで、取組をPRできます。
- ・「宣言」企業に対して、一部の補助金の優先採択を検討しています。

復 本 第 9 3 2 号
2 食 産 第 4 8 9 号
2 0 2 0 0 4 2 1 福局第2号
令 和 2 年 4 月 2 8 日

卸売業者団体の長 殿
仲卸業者団体の長 殿
小売業者団体の長 殿
外食業者団体の長 殿
中食業者団体の長 殿
加工業者団体の長 殿

復 興 庁 統 括 官

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長

経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長

福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査の
結果に基づく指導、助言等について（通知）

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 78 条の 2 の規定に基づき、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするため、令和元年度福島県産農産物等流通実態調査（以下「令和元年度調査」という。）を行い、その調査の結果に基づき指導、助言等を行うこととしたので、貴団体から傘下の関係者に対して周知するとともに、福島で生産された商品の販売不振の払拭に向けて一層協力をお願いする。

1 令和元年度調査の結果

令和元年度調査の結果の概要は、次のとおりである。その詳細は、別添の「令和元年度福島県産農産物等流通実態調査」報告書概要を参照いただきたい。

ア 重点的に調査した米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン及びヒラメの6品目では、出荷量が依然として回復していない。また、福島県産品と全国平均との価格差は徐々に縮小しているが、依然として全国平均を下回る価格の品目が多いことが分かった。

イ 福島県産品の取扱姿勢に対する納入業者と納入先の認識の齟齬については、前年度調査の結果について指導・助言通知を发出し、周知を行ったところ、今年度調査においてはやや改善傾向にあるが、引き続き認識の齟齬を解消するための取組が必要である。なお、モデル実証試験で、実際に納入先に対して福島県産品の取扱姿勢について確認したところ、認識の齟齬が存在していることが判明し、改善された例があった。

ウ 福島県産桃の最大の輸出先であるタイの小売店の多くは、福島県産桃について好意的に評価しており、消費者の多くも福島県産という認識はさほどないものの日本産として好意的に評価していた。

エ 福島県産水産物の価格は回復傾向にあり、魚種によっては「常盤もの」として高評価である一方で、漁獲量が十分でないことから量販店での取扱いが限定されていることが分かった。

オ 福島県産桃を贈答用として受け取ることにについて、送り手側の消費者は受け手側の消費者の意向を実際よりも後ろ向きに評価している傾向が見られた。また、福島県産桃の購買経験がある人の方がいない人よりも贈答意欲が高かった。

2 令和元年度調査の結果に基づく指導等

(1) 指導

貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知いただきたい。

- 流通段階ごとの認識の齟齬を解消するため、様々な機会を捉えて納入先に福島県産品の取扱意向を確認すること《イメージ図参照》。その際、話題になりやすいよう、産地等から提供される福島県産品に関する新しい情報や特徴的な商品を紹介すること。
- 引き続き、福島県産農産物等であることのみをもって取り扱わなかったり、買いたたいたりすることのないようにするとともに、福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択するようにすること。

(2) 協力要請

現在、福島県では、「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等の取組を通じて、福島県産農産物等の食味が優れている等の魅力を発信している。また、今後、福島県産農産物等について積極的なマーケティングが求められている。このため、貴団体から傘下の関係者に対して、次のとおり周知いただきたい。

- 「ふくしまプライド。」のキャッチフレーズの下での販売フェア等において福島県産農産物等を積極的にPRする機会を設けるとともに、販売フェア等の常設的

な取扱いに協力いただきたい。

- 消費者の購買意欲を喚起するよう、福島県内の生産者等が行うマーケティング戦略に積極的に参画するとともに、福島県産農産物等のイメージの回復に協力いただきたい。
- 消費者に直接接する立場から、福島県内の生産者等が行うマーケティングにおいて、対象とする品目、手法、売り先に関して相談に乗るよう協力いただきたい。

3 令和2年度福島県産農産物等流通実態調査の実施

令和2年度においても、令和2年度福島県産農産物等流通実態調査を実施することとしているので、貴団体及び傘下の関係者においては、引き続き調査に積極的に協力いただきたい。

過剰に配慮

していませんか？

良いものを
紹介してくださいー

福島県産は
嫌がるかなあ

農水産物の取引で、納品先に配慮して福島県産を納品しない事例が報告されています。
しかし、取引先は、あなたが思っているほど福島県産であることを
気にしていないかもしれません。

福島県産は
〇〇なので、
おススメですよ！

まず
お取引先の
意向を確認
してみましょう

いいですね！
良い品は喜んで
お取引をしますよ！

《参考 1》

関連対策を活用した福島県産農産物等の販売促進等

福島県の農林水産業の再生に向けては、GAP 認証の取得、農林水産物の販路拡大と需要の喚起等生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援するための福島県農林水産業再生総合事業が措置されている。

また、福島県産農産物等に対象を限定しない販売促進等対策についても、各種措置されている。

このため、福島県農林水産業再生総合事業を始め各種対策について、案件形成を検討する段階から流通・販売相談窓口にご相談し、効果的に活用いただきたい。

福島県農林水産業再生総合事業

【令和 2 年度予算額 4,660 (4,740) 百万円】

<対策のポイント>

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援します。

<政策目標>

福島県産農林水産物等の価格を震災前と同水準に回復

<事業の内容>

1. 安全・安心を確保した売れる農林水産物づくり

- ① 安全で特徴的な農林水産物の生産に向けた取組
 - ア 第三者認証GAP等取得促進事業（交付率：定額）
生産者の第三者認証GAP等の取得を支援します。
 - イ 環境にやさしい農業拡大事業（交付率：定額、3/4以内、1/2以内）
有機農産物等の環境にやさしい農産物の生産拡大を支援します。
- ② 農林水産物の検査の推進
 - ア ふくしまの農林水産物等緊急時モニタリング事業（交付率：定額）
国のガイドライン等に基づく農林水産物等の放射性物質の検査を支援します。
 - イ ふくしまの恵み安全・安心推進事業（交付率：定額）
産地における放射性物質の自主検査と結果の公表を支援します。

2. 流通実態調査の実施、販路拡大に向けた取組

- ① 福島県産農産物等流通実態調査事業（委託）
農林水産物等の販売不振の実態と要因を調査します。
- ② 販路拡大タイアップ事業（交付率：定額）
生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言を支援します。
- ③ 水産物競争力強化支援事業（交付率：定額、5/6以内）
水産工コラベルの取得、水産物の高鮮度化に向けた取組、新たな販路開拓を支援します。

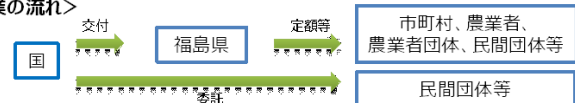
3. 農産物等戦略的販売促進事業（交付率：定額）

量販店、オンラインストア、アンテナショップでの販売促進の取組、商談会の開催等を支援します。

<事業イメージ>

生 産	第三者認証GAP等取得促進事業（1①ア） ・第三者認証GAP等の取得経費 ・研修会の開催 ・GAP指導員の育成 ・産地のGAPの実践内容を確認するためのシステムの運営 等	環境にやさしい農業拡大事業（1①イ） ・有機JAS認証の取得経費 ・有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入 ・商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓 等
	農林水産物の検査の推進（1②） ・国のガイドライン等に基づく放射性物質の検査 ・産地における自主検査と検査結果に基づく安全性のPR	
流 通 ・ 販 売	福島県産農産物等流通実態調査事業（2①） 国による福島県産農林水産物等の販売不振の実態と要因の調査	販路拡大タイアップ事業（2②） 生産者の販路開拓等に必要な専門家による指導・助言
	水産物競争力強化支援事業（2③） ・水産工コラベル認証の取得経費 ・高鮮度流通の実証試験及びそれに必要な機器・設備の導入 ・小売店、外食店への販路開拓 ・認証水産物等のPR活動 等	農産物等戦略的販売促進事業（3） ・量販店での販売コーナーの設置、販売フェアの開催 ・オンラインストアにおける特設ページの運営 ・アンテナショップを活用した首都圏での販売促進 ・商談会の開催 等

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-1856）

その他の販売促進等対策

- 1 農林水産業の輸出力強化と農林水産物・食品の高付加価値化
 - ① 海外販売促進活動の強化と輸出環境の整備
 - ② 規格・認証、知的財産の戦略的活用と日本の食品・食文化の普及
 - ③ 6次産業化の推進
 - ④ 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大
- 2 強い農林水産業のための基盤づくり
- 3 農山漁村の活性化
- 4 企業とのマッチングの場を活用した加工品の販路拡大

福島県産農産物等の流通・販売相談窓口の設置

福島県産農産物等の販売不振がいまだ改善されない状況にあるため、農林水産省、復興庁、経済産業省及び福島県に「流通・販売相談窓口」を設置し、相談できる体制を整備している。

このため、流通・販売相談窓口を積極的に活用するとともに、その活動に協力いただきたい。

- 1 農林水産省
食料産業局食品流通課 03-3502-8267 fukushima_soudan@maff.go.jp
- 2 復興庁
03-6328-1111 ryutsu.hanbai@cas.go.jp
- 3 経済産業省
大臣官房福島復興推進グループ福島広報戦略・風評被害対応室
03-3501-2883 fukushima-kouhou@meti.go.jp
- 4 福島県
農林水産部農産物流通課 024-521-7371 ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

注) 電話の場合には、「福島県産農産物等の流通・販売相談」とお伝えください。